

大津湖南都市計画 地区計画の変更（大津市決定）

都市計画 坂本四丁目南町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		坂本四丁目南町地区地区計画
位 置		大津市坂本四丁目の一部
面 積		約 1.5 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、戦前より、造り道商店街として、門前町「坂本」の地域住民に親しまれてきた地区であり、活気のある商業と快適な住環境の両立するまちづくりを目指し、すぐれた街並みが形成されることを目標とする。
	土地利用の方針	すぐれた街並みが形成されるよう建物等の形態を整えると共にゆとりある歩行者空間の創出を誘導する。
	地区施設の整備方針	地区内にある道路等の機能が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備方針	活気のある商業と快適な住環境の両立するまちづくりをするため、歩行者空間の整備を進め、壁面線を指定すると共に、建物の形態については、将来、都市計画決定される予定の伝統的建造物群保存地区に隣接するため、すぐれた街並みが形成されるように誘導する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の建築物は建築してはならない。 1 床若しくは壁又は戸で区画された各住戸の床面積が 25 m <sup>2</sup> 以下の共同住宅。
	建築物の敷地面積の最低限度	100 m <sup>2</sup>

地区整備計画(つづき)	建築物等に関する事項(つづき)	建築物の敷地面積の最低限度(つづき)	但し、地区計画に係る都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないもの又は、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、この規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合にはこの限りではない。
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路(計画図に表示の道路に限る。)境界線までの距離は、1.0m以上とする。但し、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物及び建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物、門、堀及び物置等の色彩及び形態は周囲の環境に調和した落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>2 建築物の屋根は勾配屋根とし、屋根勾配は3/10以上であること。又、色は黒色・濃灰等の濃暗色とする。但し、物置、車庫等の付属物はこの限りではない。</p>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

#### 理由

市道認定番号の変更に伴い、壁面の位置の制限の表現を変更する。